

屋外広告物に係る取扱基準 抜粋（平成 11 年 3 月 31 日建設局長決裁）

6 景観保全型広告整備地区の許可基準の特例

条例第 9 条第 3 項の規定により定められた許可の基準において、市長が別に定める場合に関り、その許可の基準の全部又は一部を適用しないとする場合（以下「許可の特例」という。）とは、次に掲げる要件を満たした場合をいうものとする。

- (1) 指定地区内の事業者、建物の所有者又は管理者（以下「事業者等」という。）は、その掲出する広告物の質的向上を目指して、専門家にデザイン、色彩及び表示又は設置の方法の評価を受けるなどの取組みを行う自主的組織（以下「自主的組織」という。）を設置するものとする。
- (2) 前号の広告物等の評価を行う専門家は、2 名以上とする。
- (3) 事業者等は、自主的組織を設置したときは、その設置、運営等に係る要綱及び構成員名簿を作成し、これらを市長に届け出て承認を得なければならない。

なお、当該要綱及び構成員に変更があった場合も同様とする。

- (4) 自主的組織は、指定地区内に表示又は設置される広告物等について、次のことを行うものとする。

ア 指定地区内の広告物等について、地区指定に定められた基本方針に基づき、当該指定地区に相応しい広告物等のあり方について協議する。

イ 指定地区内の事業者等の申し出により、当該広告物等のデザイン、色彩及び表示又は設置の方法、その他必要な事項について、地区景観の向上に寄与するものであるかの評価を行い、その広告物等の表示又は設置の是非を決定する。

- (5) 当該指定地区の広告物等の許可の特例を適用し、市長の許可を得ようとするときは、前号イの決定を証する書面を添付して市長に申請するものとする。